

# わんわん保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日：令和 年 月 日

名前 \_\_\_\_\_ 男・女 平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日生 ( \_\_\_\_ 歳 \_\_\_\_ ヶ月) \_\_\_\_\_ 組

この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って、医師が作成するものです。

保護者記入欄 ↓

病型・治療		保育所での生活上の留意点		★保護者名  電話(続柄) ① ( ) (携帯・職場・その他) ② ( ) (携帯・職場・その他) ③ ( ) (携帯・職場・その他) ★緊急連絡医療機関 医療機関名  電話  E. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合は、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)  記載日 令和 年 月 日  医師名  医療機関名  電話  アレルギー対応の 開始・継続・終了
<b>A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)</b> 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他( 新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他: _____ )		<b>A. 給食・離乳食</b> 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC、欄及び下記C・E欄を参照)		
<b>B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b> 1. 食物 (原因: _____ ) 2. その他( 医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・ _____ )		<b>B. アレルギー用調整粉乳</b> 1. 不要 2. 必要 使用するミルクに○、又は( )内に記入 ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-mi ・ペプチディエット・エレメンタルフォーミュラ ・その他( _____ )		
<b>C. 原因食物・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載してください 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 大豆 《 》 7. ゴマ 《 》 8. ナッツ類* 《 》 9. 甲殻類* 《 》 10. 軟体類・貝類* 《 》 11. 魚卵* 《 》 12. 魚類* 《 》 13. 肉類* 《 》 14. 野菜類* 《 》 15. 果物類* 《 》 16. 穀類* 《 》 17. その他 《 》 「*類は( )の中の該当する項目に○をするか具体的に記載してください」		<b>C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの</b> 病型・治療のCで除去の際に摂取不可能なものに○ ※ 本欄に○がついた場合、給食対応が困難となる場合があります。  1. 鶏卵 … 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品 … 乳糖 3. 小麦 … 醤油・酢 6. 大豆 … 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ … ごま油 10. 貝類 12. 魚類 … 鰹だし・いりこだし 13. 肉類 … エキス 16. 穀類 … 麦茶  ※ 特にコンタミネーションまで考慮すべき食品 ( _____ )		
<b>D. 緊急時に備えた処方薬</b> 1. 内服薬( 抗ヒスタミン薬・ステロイド薬 ) 2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®0.15mg」 3. その他( _____ ) 4. 管理薬( _____ )		<b>D. 食物・食材を扱う活動</b> 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限( _____ ) 3. 調理活動時の制限( _____ ) 4. その他( _____ )		

【除去根拠】該当するものを《 》内に番号を記載

- ① 明らかな症状の既往
- ② 食物負荷試験陽性
- ③ IgE抗体等検査結果陽性
- ④ 未摂取

※ 青字の食品は当園では使用していません。  
 (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・)  
 (すべて・エビ・カニ・)  
 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・)  
 (すべて・イクラ・タラコ・)  
 (すべて・サバ・サケ・サワラ・ツナ缶・鰹節・)  
 (鶏肉・牛肉・豚肉・)  
 (トマト・キュウリ・ジャガイモ・)  
 (バナナ・リンゴ・キウイ・パイナップル・スイカ・)  
 (うるち米・もち米・とうもろこし粉・じゃがいも粉・大麦・)

食物アレルギー  
 アナフィラキシー  
 (あり・なし)

厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改正版)等より引用 一部改正 大阪市子ども青少年局

- 厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に従い、最終的な対応は医療機関と連携のもと施設側が決定します。
- 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所職員全体及び嘱託医、地域の消防署で共有することに同意します。

令和 年 月 日 保護者署名: \_\_\_\_\_ ⑥